

様式第 15 号（第 9 条関係）

答申番号：令和 6 年度 答申第 3 号

答申書

1 審査会の結論

個人情報開示請求（DV 支援措置 加害者認定）に対して、おいらせ町長が令和 6 年 1 月 7 日付けお町第 6 7 7 号個人情報不開示決定通知書において不開示とした決定は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人の主張

要約すると、以下のとおりである。

令和 6 年 1 月 7 日付けお町第 6 7 7 号個人情報不開示決定通知書における不開示決定処分について、開示できないことは一定部分理解できるものの、本件（DV 等支援措置）申請自体が虚偽申請であり、刑法に触れる。

また、別件での詐欺犯隠蔽にも利用され、私を詐欺犯に仕立てる行為は許しがたい。

虚偽申請、詐欺犯隠蔽、障がい者である弱者への経済 DV について証拠を提出させ、厳正な審査を求める。同時に、虚偽による支援措置の解除を求める。

（2）処分担当課の主張

要約すると、以下のとおりである。

①個人情報不開示決定処分の内容

本件開示請求に係る保有個人情報については、個人情報（対象文書）の存否を答えること自体が開示請求者以外の権利利益を侵害することになり、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 7 8 条第 1 項第 2 号に該当するため、存否応答拒否による不開示決定とする。

②法第 7 8 条第 1 項第 2 号の該当性について

本件対象文書は、DV 等支援措置申出書類であり、対象文書が存在する場合は、開示請求者を加害者とした DV 等支援措置申出書が提出されてい

ることが示されることとなる。

よって、対象文書が存在するか否かを答えることをもって、被害者が支援措置の申し出を行ったということが知られることとなり、法第78条第1項第2号に該当する。

- ③その他審査請求書における「本件申請自体が虚偽である」及び「虚偽による支援措置の解除を求めること」に対して

そもそもDV等支援措置の決定処分は支援措置申出者（被害者）に対して為されるものであり、加害者に対する処分ではないため、審査請求人は不服申立てする権利を有しない。

- ④以上のことから、本件不開示決定処分は妥当であり、審査請求人の主張を否認する。

3 調査審議の経過

令和 7 年 1 月 1 4 日	諮問書受領
令和 7 年 1 月 2 1 日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）
令和 7 年 2 月 4 日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）

4 （不開示決定を妥当とした）審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった個人情報不開示決定処分について、審査請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1）存否応答拒否による不開示決定の妥当性について

一般にDV等支援措置は被害者からの申し出に基づいて行われるものである。本件開示請求は、開示請求者を加害者としたDV等支援措置について、自身の個人情報の開示を求めるものである。

処分担当課は、本件保有個人情報が存在するか否かを明らかにするだけで、法第78条第1項第2号が保護しようとしている開示請求者以外の個人の権利利益を害することとなるとして、存否を明らかにせず不開示決定処分としたため、その妥当性について、以下検討する。

(1)関係規定の定め

①存否応答拒否に関する規定

法第81条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき

は、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

②法第78条第1項第2号の規定

法第78条第1項第2号の前段では、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの」を規定している。

また、同号後段では、「又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

(2)争点

①法第78条第1項第2号前段の該当性について

本件対象文書は、DV等支援措置に関する文書であり、被害者情報等の個人に関する情報が記載されるものである。

本件対象文書が存在したとしても、当然のことながら、開示請求者以外の個人情報とは法第78条第1項第2号前段に規定する不開示情報に該当し、開示することはできない。

②法第78条第1項第2号後段の該当性について

ア 仮に本件対象文書が存在したとして、開示請求者以外の個人情報を識別することができない状態で開示することが、法で規定する「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するかどうかについて検討する。

イ まず、本件対象文書としては、被害者から提出される「住民基本台帳事務における支援措置申出書」が挙げられる。

これは、警察署等への相談を経て被害者が自治体に提出するもので、加害者には処分内容が知らされるものではない。

つまり、本件対象文書の情報は、本来加害者側からは知り得ない内容

といえる。

ウ このことを踏まえ、本件対象文書が仮に存在し、被害者に関する情報を識別することができない状態で開示請求者の開示された場合の、被害者側の権利利益の侵害について検討する。

イで述べたように、特定の個人を加害者としたDV等支援措置の存在は本来被害者しか知り得ない情報である。

加害者側は、被害者の住民票の写し等を請求した際にその取得に制限がかけられていることを知り得るが、具体的に加害者が誰なのかということまでは知り得ない。

また、DV等における被害者と加害者の関係性を考えると、被害者に関する情報を識別することができないようにしたとしても、それらの内容については加害者側から容易に推知され得ることも否定できない。

エ 結果的に被害者しか知り得ないDV等支援措置情報が一部明らかになる可能性があり、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第2号後段に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

オ よって、処分担当課が本件存否応答拒否による不開示決定を行ったことは妥当である。

2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、このほか〇〇〇〇といった種々の主張をしているが、これらはいずれも本件個人情報不開示決定処分に係る審査請求とは関係がなく、またこれまで述べてきた当審査会の判断を左右するものではない。

3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。